

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
根 拠 条 項	第9条の5第1項	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 許可の基準（第9条の5第2項で準用する法第8条の2第1項第3号及び第4号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （許可の基準等） 第8条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1)・(2) (略) (3) 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 2～7 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理業) 第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1)～(3) (略) (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日（休日を除く・休日を含む）</p> <p>（設定しないものについてはその理由） 標準処理期間は設定しない。 （法に定めがなく、事業規模によるばらつきが大きいため、標準処理期間を設定するのは困難である。）</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）

- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれら法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに

審査基準		<p style="text-align: center;">該当する者のあるもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (一般廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準) 第4条の2の2 法第8条の2第1項第3号(法第9条第2項、第9条の5第2項(法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。))及び第9条の6第2項(法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>2 譲受け等の許可の申請(施行規則第5条の11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請) 第5条の11 法第9条の5第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所 (4) 一般廃棄物処理施設の種類 (5) 許可の年月日及び許可番号 (6) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所 (7) 申請者が法人である場合には、役員等の氏名及び住所 (8) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額 (9) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類 (2) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (3) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (4) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (6) 申請者が個人である場合には、住民票の写し (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面 (8) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し (9) 申請者が法人である場合には、役員等の住民票の写し (10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)</p>
	基準	

審査基準

基準

- (11) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 3 第3条第6項及び第7項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第3条第6項中「前項第7号及び第9号」とあるのは「前項第3号及び第5号」と、同条第7項中「この項」とあるのは「第3条第7項」と、「第5条の11第3項」とあるのは「この項」と、「第5項」とあるのは「第2項」と、「同項第10号から第15号まで」とあるのは「同項第6号から第11号まで」と読み替えるものとする。